

産業振興事業メニュー

事業名	事業内容	補助対象者	補助金額等
人材育成事業			
事業者および後継者育成・従事者育成	事業に従事する者および後継者・従事者を育成するために行う次の内容に伴う経費への支援および助成 ①新技術、知識および資格の取得 ②資質向上の教育	①農林水産業、商工業事業を行う方 ②その他町長が認めた方	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 30万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回
起業等支援事業			
新規起業支援	これまでに事業活動を行っていない方が、次に該当する場合に伴う経費への支援および助成 ①新たに事業を開始する場合 ②町外から移転して町内で事業を開始する場合	町内で起業しようとする方で、地域に密着した事業に取り組む方	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回
異業種進出支援	すでに事業活動を行っている事業者が、経営基盤強化のため、町内で新たな分野での事業を開始する場合に伴う経費への支援および助成	①農林水産業、商工業事業を行う方 ②その他町長が認めた方	
新製品等開発支援	次の事業内容に伴う経費への支援および助成 ①新製品、新技術若しくは新サービスの開発、製品改良または生産方式等の改善に係る危機または設備の導入 ②基礎研究、試用試験その他の試験		補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回。ただし、同一事業を継続して行う場合は、最長3年まで補助。
販路開拓支援	販路開拓に伴う経費への支援および助成 ①展示会等の開催 ②展示会等への参加、出展 ③専門コンサルタントへの委託等		補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 150万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回。ただし、同一事業を継続して行う場合は、最長3年まで補助。
デザイン開発支援	新製品のデザイン開発または既製品デザインの改善をする場合に伴う経費への支援および助成		補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 50万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回。ただし、同一事業を継続して行う場合は、最長3年まで補助。
民有林植林奨励事業	町内の山林に植林する経費への助成	町内に住所ならびに土地を有する方	補助金額 1ヘクタールあたり5万円以内 交付回数 ただし、1年間の民有林植林奨励事業補助総額は500万円を限度とする。
商店街活性化事業 ※平成26年度新規追加メニュー			
店舗改修等支援	次に掲げる要件に該当し、町内に在する老朽化した店舗の改修又は移転費用の一部を助成 ①現在の店舗で事業を開始して5年が経過していること ②これまで豊頃町産業振興事業補助金を受けていないこと ③商工会に加入し、経営指導員の指導を受けていること ④改修又は移転完了後、5年以上継続して営業すること	市街地において小売業又は飲食店事業を行う者	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回。ただし、同一事業を継続して行う場合は、最長3年まで補助。

※この表に該当する事業において、町以外の国、道、その他団体から補助金等の交付を受ける場合については、当該補助対象経費から当該補助金等の交付額を減じた額を補助対象経費とする。

☆上記記載のほか、諸要件がございますので詳細はお問合せください。



事業者の方へ

消費税法改正のお知らせ

消費税（地方消費税を含む。）の税率が平成26年4月1日から8%^(*)になります

※平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

平成26年4月1日を含む課税期間の消費税および地方消費税の確定申告書を作成するためには…

帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに区分しておく必要があります。

総額表示義務の特例が設けられています

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例が設けられました。

詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。

国税庁

検索

新しいメニューが追加になりました

豊頃町産業振興事業補助金

平成26年度産業振興事業の応募を受付します。募集内容は次のとおりですので、新たな取り組みなどを計画されている方は、企画課町づくり推進係にご相談のうえご応募ください。

なお、事業が平成27年3月31日までに完了することが条件となりますので、ご注意ください。また、平成26年度より新しいメニュー（商店街活性化事業）が追加となりました。

募集事業

- 人材育成事業
- 新規起業支援または異業種進出支援
- 新製品等開発支援
- 販路開拓支援
- デザイン開発支援
- 商店街活性化事業 ※新規追加メニュー
- ※ 民有林植林奨励事業については森林組合からまとめて受け付けをしますので、個別の応募は不要です。

応募書類

事業の応募には計画書や収支予算書など書類の提出が必要です。応募に必要な書類は、応募先・問合せ先である役場企画課に請求されるか、豊頃町のホームページからダウンロードして取得してください。

【必要な書類】

- ・ 豊頃町産業振興事業補助金申請事前審査要望書
- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ その他必要な書類（詳細は担当課にお問合わせ願います）

採択件数

平成26年度予算の範囲内

応募先・問合わせ先

役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216

産業振興事業とは

「産業振興事業」は農業・林業・水産業・商工業の事業者やこれから新たに起業しようとする方、ほかの産業に進出を考えている方、新製品や包装紙・パッケージのデザインを開発しようとする方、伐採跡地に植林する方、店舗を改修しようとする方などに補助金を交付し、支援する事業です。補助事業の内容や補助金額などは左の表をご覧ください。

▽産業振興事業を支援します
広報とよころ

▽産業振興事業を支援します
広報とよころ

役場だより

役場だより